

政務活動費使途基準

政務活動費条例（別表）			笠間市政務活動費経費明細
項目	内容	経費細目	
調査研究費	議員が行なう市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	・印刷製本費	調査研究等に係る資料の印刷・コピー代
		・調査委託料	調査研究に係る委託料 《支出不可》 委託先が民法上の親族の場合
		・文書通信費	調査研究等に必要な通信費
		・交通費 ・宿泊費	○調査研究に必要な旅費 ＜笠間市の特別職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例に準じて支出＞
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費	・講師謝金	交通費，宿泊費を含む
		・会場費	研修会開催のための会場使用料
		・交通費 ・宿泊費	○研修に必要な旅費 ＜笠間市の特別職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例に準じて支出＞
		・文書通信費	研修会開催及び参加に係る通信費
		・参加費等	研修会に参加する際に必要な参加者負担金・会費等
			《支出不可》 ①政党その他の政治団体の主催する研修会，大会，講演会等の参加者負担金・会費等 ②技能講習のための講習会費，受講料
広報費	議員が行なう活動，市政について住民に報告するために要する経費	・印刷製本費	活動報告等のチラシ印刷代，企画編集代，用紙代，コピー代等
		・郵便代	議会活動等の報告をする広報紙等の郵送料等
		・茶菓子代	来場者への茶菓子代
		・会場使用料	議会報告会等開催のための会場使用料
		・機材借上料	議会報告会等開催のための音響設備，プロジェクター等の借上料
		・バス借上料	住民等の送迎用バスの借上げ料
		・新聞等折込料	活動報告等のチラシの新聞折込代
		・文書通信費	ホームページ等の作成・運用費

広聴費	議員が行なう住民からの市政及び議員活動に対する要望, 意見の聴取, 住民相談等の活動に要する経費	・印刷製本費	広聴に係る資料の印刷, コピー代, 会議録の印刷製本代等
		・茶菓子代	来場者への茶菓子代
		・会場使用料	広聴会等開催のための会場使用料
		・機材借上料	広聴会等開催のための音響設備, プロジェクター等の借上料
		・文書通信費	住民からの要望等の聴取に係るアンケート等の通信費
要請・陳情活動費	議員が要請, 陳情活動を行なうために要する経費	・資料印刷費	請願・陳情活動に係る資料の印刷, コピー代
		・文書通信費	請願・陳情活動に係る通信費(郵送料等)
		・交通費 ・宿泊費	○陳情・請願活動に必要な旅費 〈笠間市の特別職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に準じて支出〉
会議費	議員が行なう各種会議, 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	・会場費	会議開催のための会場使用料
		・資料印刷費	会議開催のための資料の印刷, コピー代
		・交通費 ・宿泊費	○会議参加に必要な旅費 〈笠間市の特別職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に準じて支出〉
		・文書通信費	会議開催に必要な通信費(郵送料等)
		・参加費等	会議の参加費, 負担金等
			《支出不可》 ①飲食を目的とした会議に要する経費 ①政党その他の政治団体の主催する会議等の参加者負担金・会費等
資料作成費	議員が行なう活動に必要な資料の作成に要する経費	・印刷製本費	政務活動に必要な資料等の印刷, コピー代
		・翻訳料	政務活動に必要なテープ翻訳料
		・事務機器購入費	パソコン, パソコン用ソフト, プリンター, タブレット端末, デジカメ, ICレコーダー等の録音機器, 電子辞書等の購入費
			※前回購入から5年間は購入不可とする。
		・リース代等	資料作成のための機器リース代

資料購入費	議員が行なう活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	・書籍購入費	書籍等の購読料
		・新聞雑誌購読料	定期刊行物の購読料 ※自らが所属する政党等の発行する新聞は対象外、一般全国紙は1紙まで(地方紙・専門紙は制限しない)
		・有料データベース利用等	官報情報、法令関係データ、新聞等記事情報など
人件費	議員が行なう活動を補助する職員を雇用する経費	・給料	調査研究活動を補助する職員を雇用するために必要な事務員等の給料、社会保険料、交通費、賃金などの経費
		・手当	
		・賃金等	
事務所費	議員が行なう活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	・事務所の賃貸料	事務所として借受ける場合の賃借料 《支出不可》 ①自宅又は家族所有の物件の賃借料
		・維持管理費	事務所の維持管理費(光熱費等)
		・文書通信費	事務所維持のための文書通信費
		・備品、事務機器購入費、リース代等	事務所の備品、事務機器購入費、機器リース費用